

第 8 回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 24 日 月曜 9:30～10:13
2. 開催場所 第 2 会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	恵島 廣光	6	飯田 圭太郎
2	川元 美咲	7	西田 栄三郎
3	柳 東洋男	8	星村 昌雄
4	岡山 千カ子	9	重山 末吉
5	大江 強		

農地利用最適化推進委員

地区	氏名
龍北	藤山 博文
龍南	濱田 好矢

4. 欠席委員 節和 祐介
5. 農業委員会事務局職員 事務局長 迫地 政明 次長 満尾 憲一郎
主査 小林 淳一

6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 21、23 号
 - 第 4 協議事項
 - 第 5 その他

○議事

議 長	(重山会長) おはようございます。本日の出席委員は 9 名中 9 名で定数に達しておりますので会は成立です。ただいまから、令和 8 年第 8 回龍郷町農業委員会定例会を開催します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。
-----	---

《 日程第 1 》

議 長	(重山会長) 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本定例会の議事録署名委員は会議規則第 42 条の規定によって、5 番 大江強委員、及び 6 番 飯田圭太郎委員を指名いたします。
-----	---

《 日程第 2 》

議 長	(重山会長) 日程第 2、諸般の報告を行います。諸般の報告については、活動記録簿の提出により報告を省略いたします。なお、本会議において特別に報告が必要な事項があれば、《 日程第 5 》その他で発言をお願いします。
-----	--

《日程第3》

議	長	(重山会長) 日程第3、議案第21号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。議案第21号1番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事	務	(満尾次長) 議案第21号の議案書をご覧ください。非農地証明願いについて、1議案2件です。非農地証明交付申請の承認について。令和8年8月24日提出。
局		1番、農地の所在、大字「赤尾木」、字「ホミトリ」、地番「1601-1」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域内」、都計区分「白地」、面積「1,004㎡」、権利種別「非農地証明」、所有者「〇〇氏 奄美市〇〇」。 説明します。申請地は、長年にわたり耕作放棄しており農地としての利用は不可能であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。資料として「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考としてください。 以上で、議案第21号1番の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(重山会長) ただ今の説明に関連して、手広地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
8	番	(手広地区担当 星村委員) 議案第21号1番非農地証明について報告いたします。令和8年8月18日、所有者〇〇氏立会いのもとに調査員 重山会長、事務局職員、私の6人で議案表示の土地について現地調査、並びに関係人から聞き取りをしましたので報告をいたします。 申請地は、申請者が約40年前に譲り受けましたが、入るための道も無く、そのままの状態で放置されているそうです。子供に譲渡するに際し、非農地にして譲りたい、ということ申請されています。調査の結果、農地として耕作できないと判断しました。申請に必要とする添付書類等については、議案に表示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ、報告と致します。
議	長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について、担当委員から説明をお願いします。
5	番	(事前協議担当 岡山委員) 議案第21号1番について令和8年8月18日、重山会長、事務局、協議担当者星村委員と私の6人により協議したことについて、岡山が報告いたします。 非農地として証明する目的について、長年にわたり耕作放棄されており、農地として利用するのは不可能であり、山林化し、非農地として適当であると判断しました。また、非農地として証明した場合に周辺の農地等へ与える影響について、無いと判断しました。その他の懸案事項についても、農地として使用するの難しいと判断しました。

議	長	(重山会長) これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。
2	番	(川元委員) 議案書の航空写真を見ているのですが、周辺の農地も同様に山林化してしまっているのでしょうか。
8	番	(手広地区担当 星村委員) そうです。更には特に申請地が山林化している、という状態です。現地に入る道すらない状況でした。東側が沢になっており、西側から確認しようとした。ここは他の所有者の土地となりますが、写真の通り藪になっていて、途中で入ってみました。木も生えており、その先はハブ等居ると危ないので断念しました。
2	番	(川元委員) 40年使われてないという事でしたね。
8	番	(手広地区担当 星村委員) 40年以上、ですね。
事 務 局		(迫地局長) 補足します。現地調査の際は東側の道路からも確認に向かい、原野化していたのを確認しています。しかし沢があったので農地に行くことができず、西側からの確認に切り替えました。
1	番	(恵島委員) 道路がないので、どこかで道路をつくってもらえんのかなのでしょうか。
8	番	(手広地区担当 星村委員) 人の土地からしか入ることが出来ないの難しいと思います。
7	番	(西田委員) 農地化するのに費用がかかりそうですか。
8	番	(手広地区担当 星村委員) 入口から申請地はかなり距離があります。そもそも他の所有者の土地ですが、もしここから道路を作ることが出来たとして、奥を農地化するとかなり費用がかかると思います。

3	番	(飯田委員) ここは農振地なのでしょうか
8	番	(手広地区担当 星村委員) 農振地ではありません
議	長	(重山会長) 他に質疑ございませんか。それでは採決します。 議案第 21 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって議案第 21 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 21 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。議案第 21 号 2 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局		(満尾次長) 続きまして 2 番 農地の所在、大字「浦」、字「中袋」、地番「1503-3」、地目登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域内」、都計区分「白地」、面積「34 m ² 」、権利種別「非農地証明」、所有者「□□氏 龍郷町□□」。 説明します。 申請地は、永年にわたり耕作放棄しており、また狭小地であり今後農地としての利用は不可能であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。資料として「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考としてください。 なお、この申請地は第 7 回定例会で 3 条申請があったものの、非農地としての申請が望ましいということで再度申請したものである。 以上で、議案第 21 号 2 番の朗読並びに説明を終わります。
議	長	(重山会長) ただいまの説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
4	番	(浦地区担当 岡山委員) 議案第 21 号 2 番非農地証明について報告いたします。令和 8 年 8 月 18 日□□氏立会いのもと、調査員 重山会長、星村委員、事務局職員、私の 6 人で議案表示の土地について現地調査、並びに関係人から聞き取りをしましたので報告をいたします。 申請地は、長年に渡り不耕作地となっており、現状は山林化。また狭小地のため農地を消失しております。耕作できないと判断しました。申請に必要な添付書類等については、議案に表示されています。ご審議くださるようお願い申し上げます。
議	長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。

8 番	(事前協議担当 星村委員) 第 21 号 2 番について令和 8 年 8 月 18 日、会長、事務局、と星村の 6 人により協議したことについて星村が報告いたします。非農地として証明する目的について、前月に 3 条申請を出されていましたが、狭小地であり、申請者の利用目的としても奥の農地への通路、ということで非農地証明へと切り替えたものです。非農地として証明する面積について、34 m²と狭小地であり、協議では適当であると判断しました。 非農地として証明した場合に周辺の農地等へ与える影響について、もともと三角地帯だったものが大半を道にとられ狭小地となり、一部山林化しているため、無し、と判断しました。以上を事前協議の結果として報告いたしますのでご審議ください。
事務局	(迫地局長) 補足です。 申請地は元々、道を跨って北側の農地と合わせて 1 筆でした。それが、道が通ったことで分断されてしまい、狭小地のため耕作放棄されていた、というものです。前回 3 条申請をされていましたが、目的を確認すると、奥の農地のかたが通路として使いたいということでした。農地として使用しないのであれば、3 条申請して非農地申請ではなく、非農地申請が適切であるという結果になりました。
議長	(重山会長) ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。 質疑無し、と認めます。それでは採決します。 議案第 21 号 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手全員です。したがって議案第 21 号 2 番は原案のとおり承認することに決定いたします。 次に議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」、を議題とします。議案 23 番 1 号について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事務局	(満尾次長) 議案第 23 号の議案書をご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、1 議案 1 件です。農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 8 年 8 月 24 日提出。 1 番 農地の所在、大字「大勝」、字「配口」、地番「2701-1」、地目 登記簿「畑」現況「その他」、農振区分「農用地区域外」面積「1,609 m²」権利種別「所有権移転」、譲渡人「◇◇氏 奄美市◇◇」、譲受人「▽▽(社名) 奄美市▽▽」 説明します。 当初計画者は、令和 2 年 3 月に転用目的「建売住宅」として県からの許可を受けましたが、許可取得後、住宅メーカーとの折り合いの中、資材高騰などを原因とする理由で計画実行が困難となりました。事業主変更という方法もあるが、「資材置場・駐車場」という形で利用できればと変更申請するものです。以上で議案第 23 号 1 番の朗読並びに説明を終わります。

議	長	(重山会長) ただいまの説明に関連して、浦地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
5	番	(大勝地区担当 飯田委員) 議案第 23 号 1 番について、令和 8 年 8 月 18 日▽▽(社名)〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをしましたので報告いたします。 変更について意見が求められている申請地については、令和 2 年に転用許可を受けたのですが、指定後 6 年を経過した今日、立地条件、地域経済事情にも変動が見受けられます。許可申請に必要なとする書類などについては議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ、報告と致します。
議	長	(重山会長) 次に、事前協議の内容及び結果について、担当委員から説明をお願いします。
4	番	(事前協議担当 岡山委員) 第 23 号 1 番について令和 8 年 8 月 18 日、会長、事務局、協議担当星村委員、岡山の 6 人により協議したことについて岡山が報告いたします。変更についてですが、先だって 5 条申請したものを、また新たに変更ということですので、協議内容では不相当であると判断しました。 詳しい内容は事務局より説明をいただき、その上で皆さんに判断していただきたいと思います。
事 務 局		(満尾 次長) 補足いたします。当該地は令和 2 年に一度、宅地ということで申請し、農振除外の上転用許可が下りました。が、その後何も手を付けられていない状態です。年に 1 度進捗状況報告書を提出してもらっていますが、理由としては資材高騰のためにできなくなったということです。今回の申請は、違う形への変更をしたいということでした。事務局としては事業主を変更されてはどうかと勧めました。しかし所有権を譲る予定はないとの事です。その上で計画を変更したいとの申請です。変更とはいっても、元々の許可は住宅を建築するということで下りたものなので、近いものへの変更でないと難しいかもしれませんとは伝えましたが、申請は資材置場と駐車場への変更となっております。
議	長	(重山会長) これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手を願います。
5	番	(大江委員) 議案書の 3 ページに 5 条 1 項の規定による許可申請書があるのですが、記憶では譲渡人は亡くなっていますが、今回の申請に名前が出て良いものでしょうか。

事務局	(満尾次長) 今回、県の方に確認したのですが、変更の申請は4条でも5条でもあり得るので、元が5条申請で譲り受けていますので、5条申請と一緒に出して下さいということでした。よって、実際にこの申請地は既に譲り受けているのですがこういう形で受け付けることになりました。 譲渡人が死亡している場合でも名前があって良いのかは県に確認します。
5 番	(大江委員) これまでもこの不動産会社から5条申請で宅地や駐車場、あるいは農地転用事業計画変更申請が出てきていますが、過去の申請を抜き出して行って、実際に実行されたのが果たして何件あるのか見ていかなければいけないと思います。販売目的で5条申請しているのではないのでしょうか。計画が実行されているのか確認する際も、ユンボ作業場などの碎石場とか、どの業者が実際に使用するのか等、その事実があるか(確認すべきである)。いかにもお金をかけず5条申請しているように思う。
議長	(重山会長) 他に質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。それでは採決します。議案第23号1番について原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手なしです。したがって議案第23号1番は否決されました。
《日程第4》	日程第4、協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。 なければ、以上で協議事項を終わります。
《日程第5》	日程第5、その他について何かございませんか。 なければ、以上でその他を終わります。
議長	これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。 令和8年第8回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。